

## 「相続法改正のポイントと実務への影響」 初版(第1刷)ご購入のお客様へ ～訂正と補足～

本書の初版をご購入くださり、誠にありがとうございました。大変恐れ入りますが、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正をさせていただきます。

なお、初版刊行後に、追加情報がございます。お役立ていただければ幸いです。

日本加除出版株式会社

### 【追加情報】

本書の初版刊行後、平成30年7月6日に法案が成立し、平成30年7月13日に、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(第72号)、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」(第73号)として公布されました。(これ以外の情報については、[こちら](#))

### 【訂正箇所】

- 5頁： 表中、(4)の新法条文部分 (誤) 新法1416条 → (正) 新法1046条
- 39頁の上から11行目末尾、42頁の下から2行目も同様： (誤) 貸借類似 → (正) 賃借権類似
- 50頁： Case2 枠内の3行目、本文下から2行目 (誤) 自宅 → (正) 自宅建物
- 51頁： Case3 枠内の1行目 (誤) Aが → (正) Bが
- 52頁： 上から8～10行目部分、以下を削除  
「高齢に至ってからの婚姻(再婚を含めて)についても、被相続人の子たちが相続することが可能となる。さらに、」
- 54頁： 上部枠内、改正のポイント②中  
(誤) いずれか遅い方から6か月 → (正) いずれか遅い日までの期間
- 55頁：
  - 1) 2行目： (誤) ①及び② → (正) (1)及び(2)
  - 2) 第①1本文の上から3行目： (誤) 相続者 → (正) 取得した者
- 55頁の囲み枠(2)中、56頁の2の下から4行目  
(誤) 配偶者短期居住権の申入れ → (正) 配偶者短期居住権の消滅の申入れ
- 58頁： ③の1を以下に書き換え  
「1 居住建物の用法遵守義務、善管注意義務違反  
新法では、居住建物取得者が、配偶者短期居住権の消滅を請求することができる場合として、生存配偶者が上述の、用法遵守義務や善管注意義務に違反したとき等(新法1038条1項・2項)の場合について規定する(同条3項)。  
新法1038条3項では、①配偶者が善良な管理者の注意義務に反する使用をした場合や用法遵守義務違反の場合、②居住建物取得者の同意を得ないで居住建物を第三者に使用させた場合には、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができるとする。」

■64頁： Case2 枠下の本文1行目、「Case2においては、」の後に「必要費については、」が入る

■65頁： 注1)、2)、4)部分

- 1) 2段落目、「なお、」から始まる行中： (誤) 次の項目 → (正) 前の項目
- 2) 1行目： (誤) 被相続人 → (正) 相続人  
7行目： (誤) 排除 → (正) 廃除 ※163頁表1(1)②も同様
- 4) 3行目： (誤) 居住建物の所有者 → (正) 各相続人

■75頁： Case中、(枠の中と図、本文下から3行目を同様に修正)

(誤) Aの遺産は、居住用不動産持分3,000万円(評価額)

→ (正) Aの遺産は、居住用不動産持分2分の1(3,000万円(評価額))

(誤) 夫Aは、平成12年に居住用不動産持分(3,000万円(評価額))を贈与

→ (正) 夫Aは、平成12年に居住用不動産持分2分の1(3,000万円(評価額))を贈与

■76頁：

- 1) 数式の上から2行目： (誤) 実質的相続分 → (正) 具体的相続分
- 2) ②の1行目： (誤) 上記の居住用不動産 → (正) 上記ケース
- 3) ②の2行目： (誤) 意思表示の推定が → (正) 意思表示が

■87頁： 下から3行目 (誤) 預金通帳者 → 預金通帳

■202頁： Case図解下「Xの遺留分」の答えとして、「=500万円」

■203頁： 2の一つ目の数式の答えとして、「=2,000万円」

■203頁：

- 1) 3の一つ目の数式中：  
「Xの特別受益額0円+Xの遺贈額0円」をカッコ( )でくくる。
- 2) 3の2つ目の数式中： (誤) +500万円 → (正) -500万円

■206頁： 【計算式】の遺留分中、 (誤) 民法1028条 → (正) 新法1042条1項

■209頁・210頁： Case2の全体を、別添に差替え

■216頁： 新法899条の2、第2項中の1行目

(誤) 前項の権利が債権である場合 → (正) 前項の権利が債権である場合

■220頁： Case2枠中、4行目

- 1) (誤) 自己の名義とした上で → (正) 法定相続分に従った相続登記をした上で
- 2) (誤) Dに売却し、登記 → (正) Dに自己の共有持分を売却し、Dが登記

■282頁： 2(1)の2行目

(誤) 受遺者又は受贈者において、

→ (正) 受遺者又は受贈者に対して、遺留分権利者が、

■360頁： 第4の2行目 (誤) いずれも物件ではなく債権であり → (正) いずれも債権であり

■ 362頁： 4の枠の数式中

配偶者居住権

(誤) = 建物賃借権の評価額 × 存続期間 - 中間利息

→ (正) = 建物賃借権の評価額 + (建物の賃料相当額 × 存続期間 - 中間利息)

■ 363頁： 第5の1行目 (誤) 過分債権 → (正) 可分債権

■ 372頁： ②1の1行目 (誤) 使用借権類似 → (正) 賃借権類似

■ 373頁： 2の、3～5行目

1) 3～5行目の2か所： (誤) 他の全ての相続人 → (正) 居住建物の所有者

2) 4行目：「・・・させることができない」の後に「(新法1032条3項)」入れる

以上